

(要約)

遺留分制度の機能と基礎原理

氏名 青竹美佳

本論文の目的は、家族の変化をはじめとする社会の諸変化に伴って正当化が困難になっている遺留分制度の現代における意義を明らかにするとともに、正当化が可能な遺留分制度の在り方を検討することである。遺留分制度の在り方を検討することの必要性は、最近の法改正にも表れている。2018年7月6日に成立した民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律によって、相続法全体が見直されたが、中でも遺留分制度は、物権的効果を生じさせる遺留分減殺請求権から、金銭債権を生じさせる遺留分侵害額請求権へと大きな変化を遂げることとなった。このような大きな変化の理由は、遺留分制度の果たす機能が変化し、そのままでは制度の正当化が難しくなってきたことである。本論文では、遺留分制度の果たしている機能および果たすべき機能を明らかにすると同時に、法秩序における遺留分制度の位置づけを考察することにより、正当化が可能な遺留分制度のあり方を追求している。本論文は以下の3章によって構成されている。

第1章では、遺留分制度の機能と正当化根拠についての検討を行っている。そこではまず、遺言の自由を制限する遺留分制度の正当化根拠を見出すことが困難であるという状況を明らかにしている。とりわけ、かつて明らかであった遺留分制度の果たす機能が疑問視されるようになり、遺言や生前処分により財産の死後の行方について自ら決定したいとする要請が高まっている現代では、より一層遺留分制度の正当化が困難となっている。

そこで、遺留分制度がどのような機能を持つ場合に、遺言の自由を制限することが正当化されるかという問題を設定し、法秩序における遺留分制度の位置づけという視点からドイツ相続法における学説・判例を分析し、この問題に対する検討を行っている。ドイツの遺留分権の権利性および機能に関する議論においては、遺留分権は、遺言の自由と並んで「相続権」保障によって基本法上の基礎づけが与えられるというのが一般的な見解である。また、2005年連邦憲法裁判所決定においても、遺言の自由が基本法14条の相続権保障に基礎づけられると同時に、遺留分権も基本法14条および同法6条の家族保障に基礎づけられることが明らかにされている。しかし、この点についての議論を分析してみると、遺言の自由と遺留分権がそれぞれ並列的に基本法上の基礎を持つというように理解されているのではない。まず遺言の自由は、私的自治の死後への拡張であり、個人の自由と自律および私的所有に基づく権利と捉えられている。他方で遺留分権は、家族内への財産分配を通じた生活保障、および家族内での財産配分の正当性を保持するための、財産関係調整の原則に位置づけられている。この理解に基づけば、遺留分制度において最も尊重すべきであるのは、私的自治の原則に位置づけられ、法秩序において基本的な価値を持つ遺言の自由および生前処分の自由であるのに対して、遺留分権は家族内での財産関係調整のための権利として補助的な位置づけが与えられるべきではないかとの見解を提示した。このような理解に基づくのであれば、遺言の自由の制約を正当化するためには、遺留分に関しては、積極的な存在意義が認められなければ

ならないはずである。

そして、遺留分の積極的な存在意義を示すものとして、遺留分制度の機能についてドイツにおける遺留分の機能論をみると、家族の生活を保障する機能を果たす場合、潜在的持分を清算する機能を果たす場合、および差別的な遺言から相続人間の形式的公平性を一定程度守る機能を果たす場合には、遺言の自由や処分を自由を制限するとしても、遺留分制度を正当化しうることも、もっともこれらの機能を遺留分制度が果たす場面は非常に限定的であるという状況が確認された。

とくにこの状況を問題視するものとして、ドイツ遺留分権論において、遺留分の機能が限定的であるために、遺言の自由を制約する状況をもって基本法に反するとの評価を与える立場が提示されている。遺留分法が基本法に反するとする説からは、遺留分法が基本法に反すると評価される例として、遺言者が自己の会社経営を遺留分権利者以外の適切な者に引き継がせる意思を持っている場合、自己の世話を行う者に財産を遺贈する場合、遺留分権利者が裕福な生活を送っている場合、遺留分権利者が被相続人に侮蔑的な態度をとり、長年連絡を取らなかった場合などの例が挙げられている。これらの例では、家族内の財産の分配を被相続人の決定に委ねるべきであり、これを妨害する遺留分権の行使は、基本法上の価値秩序に整合的ではないという評価がなされる場合が、相当数に上ることを想起させる。

もっとも、ドイツの判例において、遺留分補充請求権の額を算定する際に遺産に加算することのできる生前贈与の期間制限について、および遺留分請求権の期間制限についての規定の解釈について、遺留分権利者を保護する判断が示される傾向がみられる。つまり遺留分制度については、機能する局面が限られるという理解のもとで、遺留分を制限的に解釈するといった一方向の議論ではなく、遺留分の機能に鑑みて遺留分権利者の利益を考慮しながら、被相続人の遺言の自由を尊重するといった双方向の考察が必要である。

日本における遺留分の判例・学説においても、ドイツと同様に遺留分制度の果たす機能が限定的と評価されている。そして、2018年の相続法改正によって、遺留分権利者が取得しうる権利の金銭債権化により、被相続人の処分の自由が強化され、遺留分法の制限的解釈が求められるようになっていくとみられることから、ドイツ遺留分法の比較素材としての重要性が高くなった。また、遺留分制度の機能として、2018年相続法改正において家族の生活保障や潜在的持分の清算の機能が重視されている。さらに、同改正後の遺留分侵害額請求権は、改正前の遺留分減殺請求権におけると同様形成権とされているが、このことは権利行使を遺留分権利者の意思に委ねることを前提としており、機能に対応した制度運用が遺留分権利者の意思を介して実現されることを期待しうる。したがって、日本の新しい遺留分制度では、被相続人の処分の自由を尊重しながら上記2つの機能に対応した解釈がこれまでよりも求められるようになっていく。以上の第1章におけるドイツおよび日本の遺留分権論から導かれることは、現代の変化した家族関係においては、財産処分の自由に基づけられるために第1に尊重されるべき被相続人の遺言の自由を、過度に制限しない遺留分制度を形成する必要性が高まっているということである。そのような遺留分制度を形成するためには、遺言の自由の制限を正当化しうる遺留分制度の機能が何かを常に追究する必要がある。そして、遺言の自由の制限を正当化することのできる遺留分制度の機能とは、一現代では実際に機能する場面は限定的であるもの

の一家族の生活保障、潜在的持分の清算および差別的な処分がなされた場合における形式的公平性の維持であるといえる。これらの機能は、個別の家族においては、生存権保障、財産権保障および平等確保という基本的な価値を持ちうるために、遺言の自由の制限を正当化しうるものと評価しうる。

第2章では、遺留分制度の実際に果たす機能を考慮し、かつ被相続人の遺言の自由および処分の自由を尊重し、それにより実現される利益に配慮した、正当化可能な遺留分制度を実現する解釈論上の可能性を追求している。

第1節においては、事業承継を遺留分が妨害するという局面において、現行法の枠内で、できるだけ事業承継を保護しつつ、遺留分制度の趣旨に即して遺留分権利者の利益を侵害しないよう配慮する解釈の可能性を、ドイツ遺留分法における事業承継の保護を対象とした議論を参考に検討した。ドイツの遺留分権論においては、事業承継を遺留分の請求から守るための遺留分法の解釈論および立法論が以下のように展開されている。すなわち、遺留分の支払猶予の規定は、支払義務者が事業承継者である場合には、柔軟に解釈するべきであるとする見解が提示されている。そして、同規定については、事業承継を保護することを主要な目的の1つとして、要件を緩和して適用の範囲を拡げる改正が2009年相続法改正によって実現されている。また、遺留分額の算定において、承継された事業の評価を低くすることで、遺留分額をおさえ、これにより経営の継続が危ぶまれている事業を遺留分から保護する可能性が提示されている。さらに、遺留分権利者は、遺産中の財産の経済的一体性を保つよう配慮する義務を負うという理論が提唱されているが、これは事業承継を遺留分から保護するための立法論および解釈論に影響を与えているものと評価し得る。

日本の遺留分制度において、正当化可能な制度を実現する解釈のあり方を、とくに遺留分の支払猶予について定めるドイツ民法2331a条を参考に、遺留分侵害額請求を受けた者に期限の許与を認める民法1047条5項の問題として提示した。すなわち、事業承継で期限の許与が問題となっている場面では、一方では遺留分により事業承継が妨害される可能性や範囲、他方では遺留分権利者の生活を保障する機能、および潜在的持分を清算する機能等が、当該事例において遺留分によりどの程度果たされるかあるいは果たされるべきかを考察した上で、期限の許与を認めるか否か、また認める場合における期間の長さ、認める範囲を判断すべきであると結論づけた。

第2節においては、被相続人による財団法人の設立が遺留分により妨害されるという場面を想定したドイツ遺留分権論における議論を参考に、財団法人の設立に配慮し、機能に対応した遺留分規定の解釈の可能性を追求した。財団法人の設立は、遺留分による制限を受けると財団法人の存続自体が危険に晒されうるから、一般の贈与に比べて遺留分法上特に保護されるべきであるとの理解に基づいて、次のような解釈の可能性を提示した。まず、財団法人の設立を民法1044条1項の遺留分算定の基礎財産に算入される贈与に含めながら、算入されるのは原則として被相続人が死亡する前の1年間に財団法人を設立した場合に限るとした。次に、1年より前にされた設立は、同条後段によって設立者に害意がある場合に限り算入されるとし、そこでいう害意とは、設立者が遺留分の機能を妨げることを知ってあえて財産を拠出して財団法人を設立したことであると解すべきとした。そして、受益者が相続人であるとしても同条3項を適用すべきではなく、上記と同様に解すべきであるとの私見を提示した。これは、

財団法人の設立は、一般の贈与に比べて遺留分法上特に保護されるべきであるとの上記の理解に基づいている。

このような解釈が、他の場面とりわけ信託と遺留分制度の関係を考察する際に参考になり得るか否かについて検討を加えた。すなわち、相続開始前 1 年間になされた信託は遺留分算定の基礎財産に算入されるが、1 年より前に設定された信託は、設定者と受託者の双方が遺留分の機能を妨げることを知ってなした場合にのみ算入されるとの解釈が成り立ちうるのではないか、また、信託の受益者が相続人である場合には、民法 1044 条 3 項は類推適用されず、相続開始前の 1 年間になされた信託の設定のみが算入され、1 年より前にされた信託の設定は、受益者が相続人であっても算入されず、設定者と受託者に、上記の財団法人のところで示した意味での害意がある場合にのみ算入されると解することができるのではないかとの見解を示した。もっとも、このような理解は、信託の設定が、財団の設立と同様に、遺留分法上、一般的な贈与に比べて特別に扱われるべきであるとの理解に基づいているが、信託におけるこの理解の妥当性についてはさらなる検討が必要であり、この点は今後の課題として残される。

第 3 節では、遺留分を剥奪する制度である相続人の廃除の制度において、ドイツの遺留分剥奪制度についての議論を参考にしながら、被相続人の処分の自由と遺留分により守られる利益を遺留分制度の機能に即して適切に調和する廃除の基準とは何かを検討した。ドイツの遺留分剥奪制度についての議論から次のことが明らかになった。第 1 に、親子関係の破綻による剥奪が認められるか否かについての議論、有責性の原則を後退させた 2009 年相続法改正から、同制度は制裁的意義を後退させていること、第 2 に、剥奪規定の柔軟な解釈および立法による一般条項の導入への要求が高まっていること、第 3 に、剥奪の基準は、子の遺留分が問題になる場合には、親子関係の客観的破綻に移り変わりつつあること、第 4 に、破綻に基づく身分関係の解消と、遺留分の剥奪は本来別次元の問題であること、第 5 に、子の遺留分の剥奪は、子の遺留分の本質をどうとらえるかにかかっていることである。

そして、日本の遺留分を剥奪する意義を持つ相続人の廃除の制度は、「その他著しい非行」という受け皿となる文言を民法 892 条に含んでいること等から、ドイツの制度と比較してみた場合に、もともと制裁的意義が後退し、柔軟な解釈を許容する制度であるとの分析を加えた。

その上で、廃除の基準として判例および通説で一般化している「相続的共同関係の破壊」の基準は、制裁的意義を弱め、遺留分の機能が認められず被相続人の意思に反してまで遺留分を保障すべきではないということへと意味を変化させているのではないかとの見解を示した。このことから、とりわけ子の遺留分を剥奪する廃除の基準を確立するに当たっては、遺留分が子の生活保障や潜在的持分の清算を果たさず被相続人の意思に反して子に遺留分を保障すべきか否かという点を重視するべきであるとの立場を示した。

なお、基準の確立においては、純粹に客観的な破綻を基準として重視することは、嫡出でない子や両親が離婚した子を相続法上差別する危険をはらんでいることから慎重であるべきであるとの見解を示した。

第 4 節では、遺留分侵害額請求権が債権者代位（民法 423 条）の目的になるかの問題を、2018 年相続法改正後の遺留分制度の意義を踏まえ、相続法改正前の遺留分減殺請求権の代位行使について判断を示した最判平成 13 年 11 月 22 日民集 55 卷 6 号 1033 頁を再検討し、正当化可能な遺留分制度の観点から検討

した。第1に、改正前の遺留分減殺請求権も、改正後の遺留分侵害額請求権も形成権とされていることの背景には、遺留分侵害額請求権を行使するか否かの決定において、被相続人と親族関係にある遺留分権利者の意思を重視する立場がみられることを明らかにした。第2に、遺留分制度においては被相続人の処分の自由がより一層尊重され、遺留分法の制限的な解釈が求められるようになっていくところ、遺言の自由や生前処分の自由を尊重しつつ遺留分の機能を考慮した遺留分法の制限的な解釈は、代位行使の否定に親和的であると分析した。以上のことから、遺留分侵害額請求権は代位行使の目的とならないとする立場が遺留分制度の趣旨に合致するのではないかとの見解を提示した。

もともと、2018年相続法改正後の遺留分侵害額請求権は、金銭債権を発生させるに過ぎず、改正前の物権的効力を発生させる遺留分減殺請求権では、遺留分権利者は物権的な権利を取得することができ、受遺者・受贈者との共有関係を発生させ得たという状況と比較すると、債権者が代位行使することに支障がより少ないとの評価も成り立ちうる。金銭債権化を代位行使との関係でどのように評価するかについては、今後の検討課題として残される。

以上のように、第2章では、現行遺留分制度において、遺留分の機能を考慮し、被相続人の遺言の自由を中心とする処分の自由を過度に侵害せず、また被相続人の処分の自由およびそれにより実現される利益に配慮した正当化可能な遺留分法の解釈の試論を提示した。

第3章では、ヨーロッパの遺留分制度において、被相続人の処分の自由およびそれにより実現される利益と遺留分とをどのように調和させているかを検討している。近年遺留分法について、このような観点から改正が議論され、または改正が実現した国の遺留分制度として、スイス遺留分法改正の議論、オーストリア遺留分法、ドイツ遺留分法を取り上げて検討を加えた。

第1に、スイス相続法改正の議論においては、多様な家族に相続法を対応させるという明確な目的のもとで、遺言の自由を強化し、被相続人自身が家族関係に対応する財産処分をすることのできる領域を拓くために、遺留分の引下げと尊属の遺留分の廃止が検討され、さらに事業承継を保護する目的のもと、遺留分の支払猶予や事業価値の評価の規定を置くことが検討されている。

第2に、2015年オーストリア相続法改正後の遺留分法では、多様な家族に対応する柔軟な制度が目指されている。たとえば、被相続人の事実配偶者を含む一定の者が被相続人の介護をした者に遺留分類似の法定遺贈を与える制度が設けられた。また、オーストリア遺留分法では、遺族の生活保障や潜在的持分の清算の機能を具体的に考慮する仕組みが設けられている。たとえば、遺留分を剥奪された者も、扶養必要性があれば扶養請求権を失わないということが明確にされ、遺留分と並行して介護による寄与を介護遺贈として請求することができ、また被相続人と長年交流を欠く者の遺留分を減額する仕組みが設けられている。このように、オーストリア法においては多様な家族に対応する柔軟な遺留分制度が導入されていると評価することができる。

第3に、2009年ドイツ相続法改正後の遺留分法では、遺産に加算される生前贈与の範囲を漸次的に減額する形で遺留分を縮小した点、遺留分剥奪の自由を拡張した点などに、被相続人の遺言の自由、処分の自由の拡張をみることができる。また、支払猶予の規定の要件の緩和では、遺留分からの事業承継の保護を図る目的が明確にされていると同時に、遺留分権を過度に制限することにならないよう、

遺留分権利者の事情を考慮している。

第4に、家族の生活保障や潜在的持分の確保といった遺留分制度の機能に沿って柔軟に内容や額を決定できる遺留分類似の制度として、イングランド法における家族分与の制度を検討した。家族分与制度は、画一的な遺留分制度とは異なり、請求者の必要性や被相続人との関係等を具体的に考慮した上で分与の可否、請求権の態様、算定方法を決定する仕組みを設ける。画一的な遺留分制度と比較して、被相続人の処分の自由およびそれにより実現される利益と遺留分とを柔軟に調整することの同制度の利点と問題点を検討した。

以上のことから、イングランド法の家族分与制度は、最も正当化しやすい遺留分制度を確立したものと評価できるが、法的不安定や紛争の長期化等の問題が避けられず、遺留分制度にはある程度の一般的・抽象的基準を用いることが避けられないことが確認された。これに対して、スイスの遺留分法改正の議論、オーストリアやドイツの遺留分制度には、ある程度の画一性を前提にしながら、正当化可能な遺留分制度の構築を試みようとする方向性がみられることが明らかになった。日本の遺留分制度も、このような方向性において、スイス遺留分法の改正の議論、オーストリア・ドイツの遺留分制度と共通する面を持っているため、これらの国における遺留分制度は日本の遺留分制度において比較の対象として相応しく、今後の遺留分制度の解釈および立法を検討する上で参考となりうるとの見方を示した。

以上の検討を通じて、遺留分制度の果たすべき機能に対応し正当化が可能な現代における遺留分制度の在り方について、一定の見解を提示した。すなわち、現代において遺留分制度は、遺留分権利者の持つ権利を絶対的な権利として保障する制度というように理解するのは妥当ではない。一方では、被相続人の処分の自由とそれによって実現される事業承継や信託等の諸利益、他方では遺留分の持つ生活保障や財産の清算の機能を考慮した上で遺留分権利者に一定の取り分が保障される制度とみることにより、遺留分制度の法秩序における正当化が可能であるとの結論を示した。